

協議事項（１）

五城目町地域防災計画の一部修正【案】について

五城目町地域防災計画の一部修正【案】について協議する。

平成29年3月15日提出

五城目町防災会議

会長 渡 邊 彦兵衛

(修正【案】は、別紙修正箇所①～⑪のとおり)

提案理由

津波防災地域づくりに関する法律（略称：津波法）による秋田県沖の法定断層に対する検証をした結果、本町において初めて「津波浸水想定域」が示された。また、馬場目川の観測水位の見直し、昨年8月の岩手県岩泉町の台風10号被害を受けた避難準備情報等の名称変更などにより、五城目町地域防災計画の一部修正することについて協議するものです。

◆本編35ページ

第1編 総則—第8節 五城目町の災害の想定

◆本編40ページ

1. 自然災害

(3) 地震災害

④津波の被害について

～略～

④津波の被害について

なお、本町では県調査のうち津波発生の可能性のある(22)から(27)の海域型の地震パターン(県独自の秋田沖海域A・B・C)でも、津波の陸地への到達はなかった。その後、平成26年8月に「津波防災地域づくりに関する法律(略称:津波法)」による秋田沖の4つの断層モデルが示され、更に“想定外はつukらない”という従来からの県独自の秋田沖海域A・B・Cの3海域も法定のものとなり、新しい条件下(堤防は75%沈下する等)で再検証が行われた。その結果、平成28年3月に大川地区飛地(通称:地先)の農地・道路など(0.7km²)が、本町にとって初めて津波浸水想定域(最大1.0~2.0m)になり、人家はないものの対応が必要になっている。

～津波浸水想定域は資料1～

変更

◆本編273ページ

第3編 地震災害対策—第1章 災害予防計画—第1節 計画的な地震防災対策の推進

第1 基本的な考え方

～略～

(本町においては津波の到達はなし)

～略～

削除

◆本編289ページ

第3編 地震災害対策—第2章 災害応急対策計画—第1節 地震情報の伝達

◆本編290ページ

第3 地震・津波情報、津波予報の伝達

～略～

第3 地震・津波情報、津波予報の伝達

本町では、平成28年3月に大川地区飛地(通称:地先)の農地・道路など(0.7km²)が、津波浸水想定域(最大1.0~2.0m)になった旨県より示されているが、あくまで予想される最大の津波(海岸部約10m)が発生し、堤防の75%が沈下した場合に浸水が発生するものである。

よって、大津波警報(津波特別警報)が発表された場合にのみ、「秋田県総合防災情報システム」で受信した秋田地方気象台から出される地震・津波情報、津波予報等の津波関連の情報を、庁舎内、住民、関係機関などへ伝達する。

変更

◆本編288-1ページ ※ページ新設。

第3編 地震災害対策—第1章 災害予防計画—第8節 津波災害予防計画

～詳細については資料2～

◆本編302-1～302-4ページ ※ページ新設。

第3編 地震災害対策—第2章 災害応急対策計画—第4節 津波災害応急対策計画

～詳細については資料3～

追記

第8節 津波災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、農林振興課・農業委員会、建設課、学校教育課、消防本部
	町以外の機関等	県、消防団、各学校施設、自主防災組織、町内会

第1 基本的な考え方

津波災害から身を守るためには、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現する必要がある。本町においては、海岸はないものの、県から示されている「津波浸水想定域（農地・道路など）」や、津波が河川を遡上した場合に危険となる「馬場目川堤防の内側」から避難することを基本とする。

そのため、町は、様々な機会に、多様な手段により、地域の実情に応じて津波防災に関する啓発及び教育を実施する。

第2 津波に関する知識の普及・啓発

町は、津波に関する知識を町民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるように、ハザードマップ等を活用し、広報紙、町ホームページ等の広報媒体や、防災出前講座や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

なお、本町の浸水域の状況から、特に農地を利用する農業者への啓発活動には力を入れる。

第3 防災教育の推進

町は、小中学校において地域の特徴や、海岸を持つ他市町村の過去の津波の教訓等を活かした防災教育に努め、本町を離れ他の地域に行っても津波災害から身を守る力を養う。

第4 津波防災訓練の実施

町は、町民及び防災関係機関等と連携し、津波災害を想定した情報収集伝達、避難等の総合訓練を定期的実施する。

また、この訓練から得られた課題を整理・検討のうえ、防災関係職員への防災教育に反映させる。

第5 避難・避難場所

町では、指定緊急避難場所を定めているが、本町の場合「津波浸水想定域（農地・道路など）」は限定的で、しかも人家は含まれていない。よって、まずは危険な箇所である「津波浸水想定域（農地・道路など）」や「馬場目川堤防の内側」を把握のうえ、当該場所から避難することを基本にする。

第6 津波浸水想定域への看板の設置

町では、「津波浸水想定域（農地・道路など）」に区域を知らせる看板を設置し、道路利用者や地域住民、土地の利用者の津波に対する防災意識の向上を図る。

第4節 津波災害応急対策計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、まちづくり課・議会事務局、農林振興課・農業委員会、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県、秋田地方気象台、消防団、五城目警察署、自主防災組織、町内会
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

第1 基本的な考え方

津波に関する情報（大津波警報「特別警報」）を受信したときは、町民及び関係機関に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。また、伝達する内容は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい表現に努める。

なお、本町では、想定される最大の津波の場合に津波による浸水が発生することから、津波警報や津波注意報については町として独自に情報発信はしない。

第2 津波警報等

1 津波警報等

秋田地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。

警報・注意報の種類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値の発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	高いところで10mを超える津波が予想されるので、厳重に警戒する。	5m 10m 10m超	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	高いところで3m程度の津波を予想されるので、警戒する。	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	高いところで1m程度の津波が予想されるので、注意する。	1m	—

注) 1 津波による災害のおそれなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 津波予報

秋田地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想された時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続する時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類の表に記載)を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報(※1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報(※2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

第3 地震・津波情報、津波予報の伝達

大津波警報が発表され、秋田地方気象台から地震・津波情報、津波予報等が発表されたとき、県、町及び防災関係機関等は速やかに受領し、次により「津波浸水想定域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」にいる住民に対して伝達する。第3編地震災害対策 第2章災害応急対策計画 第1節地震情報の伝達 第3地震・津波情報、津波予報の伝達の「地震・津波情報の伝達系統図」も参照。

県	県は、総合防災課が情報・予報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより町長、消防本部消防長及び防災関係機関等に通知する。
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町において情報の伝達を受けた場合は、住民生活課長は総務課長（町災害対策本部総務部庶務班：避難指示（緊急）の発令業務担当）にも伝達する。 2 町長は、受領した情報・予報を本計画の定めるところにより、防災行政無線（未整備）、広報車等で速やかに町民及び関係団体等に伝達し、周知徹底を図る。 3 震度4以上と推測される揺れを感じたとき、または揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波予報発表を待たずに馬場目川の水面の監視体制に努める。 4 水面監視情報は、電話、防災行政無線（未整備）等により町長に伝達する。
放送機関	受領した情報・予報は放送を介し直ちに広報する。また、津波警報または津波注意報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。
その他の防災関係機関	<p>防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、さらに県及び町と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力のうえ情報の周知徹底・共有化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察は、津波予報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に「津波浸水想定域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」にいる住民に対して伝達する。

第4 避難対策

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

1 避難指示（緊急）の判断基準

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域は以下の区分とする。ただし、津波は局地的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

- ①大津波警報：「津波浸水想定域（農地・道路など）」や、「馬場目川堤防の内側」
- ②津波警報：なし
- ③津波注意報：なし

【避難指示（緊急）の判断基準】

大津波警報「特別警報」が発表された場合に、避難指示（緊急）を発令する。

2 避難指示（緊急）の実施責任者

津波が発生し、または発生するおそれがある場合、町は、危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難指示（緊急）の発令や避難誘導等を、的確に実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災対法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または町長から要求があったとき）	災対法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（〃）	災対法第61条
知事	災害全般（ただし災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災対法第60条
自衛官	〃 （警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第94条の2
知事またはその命を受けた職員 水防管理者 （町長）	洪水または高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条

修正箇所②

◆本編53ページ

第2編 一般災害対策—第1章 災害予防計画—第4節 防災情報の収集・伝達体制の整備

◆本編55ページ

第3 防災情報の収集・伝達体制の整備

【ハード面：情報通信施設（情報通信機器：防災システム）】

(2) 登録制のメール

～略～

削除

◆本編54ページ

第2 現況

【ハード面：情報通信施設（情報通信機器：防災システム）】

(13) 町 Facebook

平成26年度より町 Facebook を開設しており、まちづくり課で情報発信をしている。

(14) 登録制のメール

平成28年度7月より運用を開始。エリアメールとは違い、水道断水や道路通行止め、各種生活情報やイベント情報など、自治体の意志で必要な情報を、メール登録者へ配信することが可能。なお、配信にはグループ分けが可能であり、各地区や町職員のグループを設けている。

追記

修正箇所③

◆本編72ページ

第2編 一般災害対策—第1章 災害予防計画—第10節 火災予防計画

◆本編73ページ

第2 一般火災の予防

(8) 火災予防組合による注意喚起

本町には全世帯が加入している火災予防組合があり、防火思想の普及や火災予防活動を行なう。

◆第5編 資料編

「9-1 自主防災組織等」

追記

修正箇所④

◆本編105ページ

第2編 一般災害対策—第1章 災害予防計画—第23節 緊急輸送体制の整備計画

◆本編106ページ

第3 航空輸送（空路）

2. 臨時ヘリポートの指定等

～略～

県の「消防防災航空隊（防災ヘリ）」と「ドクターヘリ」それぞれにおいて指定する。

～略～

～略～

県の「消防防災航空隊（防災ヘリ）」と「ドクターヘリ」、「陸上自衛隊ヘリ」それぞれにおいて指定する。

～略～

文言追加

修正箇所⑤

◆本編107ページ

第2編 一般災害対策—第1章 災害予防計画—第24節 避難行動要支援者支援計画

◆本編108ページ

第4 避難支援等関係者

⑧各地区トータルケアサポート委員

追記

修正箇所⑥

◆本編168ページ

第2編 一般災害対策—第2章 災害応急対策計画—第8節 避難対策

避難準備情報 → 避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告 → ※変更なし。

避難指示 → 避難指示（緊急）

名称変更

【注意】本節は今回差替えをするが、名称変更が必要な箇所については全編にわたって多数あるため、その他ページについては、今後随時差替え対応をすることとしたい。

◆本編168ページ

第2編 一般災害対策—第2章 災害応急対策計画—第8節 避難対策

◆本編171ページ

第4 避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定

2 避難勧告、避難指示の基準及び報告

(1) 避難勧告、避難指示の判断基準

◆避難の種別に対応する河川水位

河川名	観測所名	水位 (m)				備考
		水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水)	
馬場目川	久保	2.0	2.6	2.8	3.4	知事の発令する水防警報
内川川	黒土	1.1	1.9	—	—	—
避難の種別		—	—	避難準備情報	避難勧告	—

※平成28年度に「避難判断水位」と「氾濫危険水位」の改正を予定している。

修正

(1) 避難勧告、避難指示の判断基準

◆避難の種別に対応する河川水位

河川名	観測所名	水位 (m)				備考
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水)	
馬場目川	久保	2.0	2.6	3.1	3.4	知事の発令する水防警報
内川川	黒土	1.1	1.9	—	—	—
発令種別の目安		—	—	避難準備情報	避難勧告	—

※平成26～28年度にかけて、水位の見直しが行われた。

◆本編186ページ

第2編 一般災害対策—第2章 災害応急対策計画—第11節 水防活動

◆本編191ページ

第7 水位情報周知河川の指定と避難判断水位(法第13条による特別警戒水位)

避難判断水位(特別警戒水位)の決定根拠として、氾濫危険水位相当換算水位から避難時間等に必要な時間上昇水位を引いた水位としている。

1 知事が定める避難判断水位

(単位:m)

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警 戒水位)	氾濫 危険水位	水防 管理者
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点から 八郎潟 まで	久保	2.00 ※H27.4.1 に改定。	2.60 ※H27.4.1 に改定。	2.80	3.40	五城目町 八郎潟町

(平成27年度 秋田県水防計画)

【注意】

～略～

修正

第7 水位情報周知河川の指定と避難判断水位(法第13条による特別警戒水位)

本町では、水位周知河川の馬場目川について、平成26～28年度にかけて水位の見直しが行われた。また、氾濫危険水位等の位置づけの見直し【H26.4.8水管理・国土保全局長通知】により、新基準では氾濫危険水位＝特別警戒水位として扱うようになっている。

1 知事が定める避難判断水位

(単位:m)

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	水防 管理者
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点から 八郎潟 まで	久保	2.00 ※H27.4.1 に改定。	2.60 ※H27.4.1 に改定。	3.10 ※H28年度 より。	3.40 ※H28年度 より。	五城目町 八郎潟町

◆本編273ページ

第3編 地震災害対策—第1章 災害予防計画—第1節 計画的な地震防災対策の推進

第2 地震防災緊急五箇年計画の推進

3. 第4次五箇年計画の対象施設等

～略～

(1) 消防用施設 (第3号)

～略～

(2) 公立小中学校 (校舎) (第9-1号)

～略～

(3) 公立小中学校 (屋内運動場) (第9-2号)

～略～

(4) 防災行政無線 (第15号)

～略～

3. 第5次五箇年計画の対象施設等

本町において、第5次五箇年計画（平成28年度から平成32年度までの期間）に計上されている町域に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等は、法第3条第1項各号に掲げる種別において次の施設等である。

(1) 消防用施設 (第3号)

町は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備を、県と調整を図りながら、以下の事業により推進する。

事業の概要	実施予定年度
ポンプ自動車整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車) ※町単独事業	H28 ※H28年度で完成。
ポンプ自動車整備事業 (水槽付消防ポンプ自動車) ※町単独事業	H32
高規格救急車整備事業 (救急業務高度化資機材緊急整備事業) ※町単独事業	H30

(2) 防災行政無線等 (第15号)

町は、地震災害時における情報の収集・伝達手段として、防災行政無線の整備を推進する。

事業の概要	実施予定年度
防災行政無線整備事業 ※町単独事業	H29～H31

修正

修正箇所⑨-1

◆本編 113 ページ

第2編 一般災害対策—第1章 災害予防計画—第26節 広域応援体制の整備等

◆本編 116 ページ

第5 公共機関その他事業者との応援協定等（町と公共機関等との協定）

1. 現況

～締結状況一覧に以下を追加～

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
町16	災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコカ・コーラボトリング(榊秋田)	平成28年4月19日
町17	防災・災害情報の提供に関する協定書	榊秋田ケーブルテレビ	平成29年1月24日

追記

修正箇所⑨-2

◆資料編 158 ページ

第5編 資料編—第24 災害応援協定に関する資料

24-1 災害応援協定（消防本部以外で締結）の一覧

～締結状況一覧に以下を追加～

(平成29年2月末現在)

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日	担当課
町16	災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコカ・コーラボトリング(榊秋田)	平成28年4月19日	住民生活課
町17	防災・災害情報の提供に関する協定書	榊秋田ケーブルテレビ	平成29年1月24日	住民生活課

追記

修正箇所⑩

◆資料編 76 ページ

第5編 資料編—第5 避難救出に関する資料

◆資料編 78・79 ページ

5-3 指定緊急避難場所及び指定避難所等の一覧

～「1. 指定緊急避難場所」と「2. 指定避難所」の一覧に以下を追加～

(平成29年3月15日現在)

地区名	No.	区分	名称	所在地 (五城目町)	面積 (㎡)	避難 人数 (人)	収容 人数 (人)	管理者	連絡手段	
									TEL	FAX
大川	24	施設	五城目高等学校	大川西野字 田屋下100	9,671	2,417	2,417	県教委 (五城目高校)	852-2265 (五城目高校)	852-9474 (五城目高校)

追記

◆資料編160ページ

第5編 資料編一第25 過去における災害に関する資料

25-1 過去の主な一般災害記録

～一覧に以下を追加～

(平成28年3月末現在)

年 月 日	種 別	法の適用	被 害 状 況
H28. 12. 5	火 災		岩城町、住家2棟全焼、非住家（空家）2棟部分焼 火傷搬送1名
H29. 1～	雪 害		住宅一部破損1棟、非住家（小屋・倉庫）全壊2棟

追 記

※火災は、主に複数に延焼があつた場合に掲載。

※風害は、主に台風レベルの場合に掲載。